

第2章 計画改定の方角性

1. 環境をめぐる社会の動き

直近における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

	環境全般	気候変動
世界の動向	<p>● 持続可能な開発目標（SDGs）</p> <p>平成27（2015）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。</p> <p>これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となりました。</p>	<p>● パリ協定</p> <p>平成27（2015）年12月に採択され、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス排出量削減の目標に向けて取組を実施すること等が規定されました。</p> <p>● グラスゴー気候合意</p> <p>令和3（2021）年11月の「COP26」にて、2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑える努力や、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。</p>
国の動向	<p>● 第六次環境基本計画</p> <p>令和6（2024）年5月に策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が掲げられました。気候変動、生物多様性の損失、汚染の直面する3つの危機に対して、「地域循環共生圏」の構築や「カーボンニュートラル」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」等の施策の統合・シナジー等の政策が展開されています。</p>	<p>● 2050年カーボンニュートラル宣言</p> <p>令和2（2020）年10月、「2050年カーボンニュートラルの実現を目指す」ことが宣言されました。これを受け、令和3（2021）年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、同年10月には「2030年度に温室効果ガス排出量の46%削減（2013年度比）」を目標とする「地球温暖化対策計画」が改定されました。また、令和6（2024）年の法改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が定められました。</p> <p>また、令和3（2021）年11月に、既に生じている気候変動による影響に対応するため、「気候変動適応計画」も改定されました。</p>
埼玉県の動向	<p>● 埼玉県環境基本計画</p> <p>令和4（2022）年4月に策定され、「Ⅰ 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」「Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」「Ⅲ あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」の3つを21世紀半ばを展望した長期的な目標として設定し、環境の保全と創造に関する8つの施策の方向を示しています。</p>	<p>● 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版</p> <p>令和2（2020）年3月に策定され、総合的に地球温暖化対策に取り組んでいます。</p> <p>地球温暖化の影響の深刻化や、脱炭素社会の実現に向けた動きが更に加速したことを受けて、令和5（2023）年3月に計画を改正し、令和32（2050）年の目指すべき将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げ、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成25（2013）年度比46%削減に引き上げました。</p>

資源循環	生物多様性
<p>●バーゼル条約 有害な廃棄物が先進国から途上国に放置され環境汚染等の問題が顕在化したことから、平成元（1989）年3月に、移動の規制等を定めた条約が初めて作成されました。令和元（2019）年5月に開催されたCOP14では、規制対象物資に「汚れたプラスチックごみ」が追加されています。</p> <p>●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 令和元（2019）年6月「G20大阪サミット」にて海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32（2050）年までにゼロにすることを目指すビジョンが共有されました。</p>	<p>●昆明・モントリオール生物多様性枠組 COP10で採択された「愛知目標」の後継として、生物多様性に関する世界目標となる枠組が令和4（2022）年12月にCOP15で採択されました。生物多様性の観点から令和32（2050）年までに「自然と共生する世界」を実現するため、令和12（2030）年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、経済活動における生物多様性の主流化等が目標とされています。</p>
<p>●第五次循環型社会形成推進基本計画 令和6（2024）年8月に策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を主眼に、持続可能な地域と社会づくり、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環など、5つの重点分野が掲げられています。</p> <p>●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和3（2021）年6月に、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、新たな法律が公布されました。</p>	<p>●生物多様性国家戦略と30by30目標 令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、2030年自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けて、30 by 30目標の達成等の取組による生態系の健全性の回復を含む5つの基本戦略が掲げられています。</p> <p>●地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 ネイチャーポジティブの実現に向け、企業や自治体等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、計画認定制度や協定制度等を定める「生物多様性増進活動促進法」が令和7（2025）年4月から施行されています。</p>
<p>●第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画） 令和3（2021）年3月に策定され、国の目標に合わせて令和7（2025）年度までの目標値が設定されています。 特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」を掲げ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしています。</p>	<p>●埼玉県生物多様性保全戦略 令和6（2024）年3月に策定され、目指す将来像として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられ、2つの横断的・基盤的戦略（生態系の健全性の回復と基盤整備）と4つの生態系エリア別戦略（森林、里地里山、水域、都市）が示されました。 また、効果的な推進のため、令和4（2022）年4月に生物多様性の保全を進める関係者の連携・情報共有の拠点となる、「埼玉県生物多様性センター」を環境科学国際センターに設置しました。</p>

2. 現行計画の評価

第3次上尾市環境基本計画の進捗状況について、指標による実施成果及び意識調査結果から把握した満足度・向上度による定量的な評価に加え、昨今の社会的な動向等の定性的な評価を踏まえて、事業等の見直しの必要性を把握することを目的に総合評価を実施しました。各計画指標の評価結果については、実績値が、中間評価の目標値を達成した指標を「○」、中間評価の目標値は非達成だが基準値より向上した指標を「△」、基準値より悪化した指標を「×」と評価しました。

評価結果の概要は、次のとおりです。

2-1 自然環境分野

● 計画指標

計画指標項目	基準値 平成 31 (2019) 年度	計画目標値 令和 12 (2030) 年度	中間評価 令和 6 (2024) 年度		評価 結果
			目標値 ^{※1}	実績値	
自然環境の住民満足度 ^{※2}	16.5%	25%	20.35%	16.4%	×

※1 中間評価の目標値は、計画目標値を達成するために必要な年度の進捗率から算定。

※2 意識調査（市民）の周辺の環境に対する満足度の満足合計（満足+やや満足）の平均値。

● 環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『自然との共生』】

環境目標	自然との共生	73%
施策	〈1〉 生物多様性への取組	50%
	〈2〉 自然とのふれあいの促進	100%
	〈3〉 緑地の保全・創出	60%
	〈4〉 水辺環境の保全・整備	100%

● 総合評価

- 施策の進捗度は概ね良好ですが、計画指標である「自然環境の住民満足度」は基準値から変化しておらず、満足度点においては全体と比較すると低い傾向がみられます。
- 森林環境譲与税基金を活用した「ふるさと緑の景観地」の公有地化や保存樹木等の所有者への奨励金の支払い等を実施しましたが、相続に伴う「ふれあいの森 505」の一部の契約解除などの影響により、緑地面積・緑地率が減少しています。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」で示された2030年のネイチャーポジティブの実現に向けて、「生物多様性増進活動促進法」や「都市緑地法等の一部を改正する法律」など民有地の緑地等の確保のための法整備や制度が創設されることから、これらの活用も含めた新たな対策の検討が求められます。
- 第42回緑の都市賞「都市緑化機構会長賞」を受賞した「上尾丸山公園水辺再生事業」など市民との協働による自然再生活動のほか、「ふるさと緑の景観地」や「サクラソウトラスト地」、「三つ又沼ビオトープ」のボランティアによる維持管理活動や自然観察会など、市民との協働による自然再生や生物多様性の保全等の取組が継続して行われています。意識調査における取組の認知度では、60歳未満の認知度が低いことから、取組の担い手となる幅広い世代への普及啓発が必要と考えられます。

- 特定外来生物であるアライグマによる生態系や農業被害等への対策のため、箱わなの貸し出し・設置などを行い、捕獲数が増加しています。生息数の増加抑制のためには、増加する個体数を上回る数を捕獲する必要がありますが、現状すべての生息数や被害情報を収集することは難しいため、可能な限りの対策を進めていくことが必要です。
- 河川における不法投棄の発見件数は減少していますが、引き続き定期的な監視が必要です。
- 水辺環境については、平方地区の堤防整備に伴い「上尾市かわまちづくり計画書」を策定し、河川空間とまち空間が融合した、良好な空間形成を目指す取組が進められています。
- 意識調査における市が重点的に進めるべき施策では、「雑木林などの緑地の保全、公園の整備」が最上位、「熱中症や豪雨など地球温暖化による影響への対策」が2位となっており、緑地や農地は、雨水貯留や雨水地下浸透機能により大雨などの被害を軽減するグリーンインフラでもあることから、防災・減災にも寄与するものとして、これらの保全の重要性を示していくことが必要といえます。

2-2 都市・生活環境分野

● 計画指標

計画指標項目	基準値 平成 31 (2019) 年度	計画目標値 令和 12 (2030) 年度	中間評価 令和 6 (2024) 年度		評価 結果
			目標値	実績値	
都市・生活環境の住民満足度※1	29.9%	35%	32.2%	28.1%	×

※1 意識調査（市民）の周辺の環境に対する満足度の満足合計（満足+やや満足）の平均値。

● 環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『公害の防止』】

環境目標	公害の防止	67%
施策	〈5〉大気汚染の防止	67%
	〈6〉水質汚濁の防止	50%
	〈7〉騒音・振動の防止	100%
	〈8〉その他の公害の防止	67%

【業務指標：環境目標『快適環境の構築』】

環境目標	快適環境の構築	69%
施策	〈9〉公園の整備	80%
	〈10〉農地の保全・活用	80%
	〈11〉環境美化の推進	0%
	〈12〉景観の保全・整備	75%

●総合評価

- 施策の進捗度は〈11〉環境美化の推進を除き概ね良好ですが、計画指標である「都市・生活環境の住民満足度」は基準値より低下しています。満足度点においては全体と比較すると高いものの、「近くの川や水路など水のきれいさ」が低くなっています。平成 31（2019）年度と比較すると「ごみの散乱やポイ捨てなどが無い周辺のきれいさ」の満足度点が 0.2 ポイント減少しています。

〈環境目標『公害の防止』〉

- 大気、道路騒音・振動については環境基準・要請限度を概ね達成、ダイオキシン類は環境基準を達成しています。ぐるっとくんの年間利用者数は、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い回復傾向にあります。従前の利用者数まで戻っていない状況です。意識調査における市が重点的に進める気候変動対策で「公共交通機関の整備や利用促進」が最上位となっており、利便性の向上など利用促進の取組を引き続き進めていく必要があります。
- 水質については BOD 環境基準（参考基準値）が一部達成されておらず、満足度点も低い傾向がみられます。水質汚濁の原因の一つである生活排水については、汚水処理人口普及率が 9 割を超え、平成 31（2019）年度と比較すると BOD 環境基準（参考基準値）の達成地点数や満足度も向上していることから、従前より改善しているといえます。より良好な水質状態となるよう、これまでの取組を継続して実施していくことが必要です。
- 昨今、一部の井戸水や河川水、飲用水などで検出が報告されている「有機フッ素化合物（PFAS）」については、上尾市の水道水では国の水質管理目標値を十分に下回っている状況です。国の法整備等の検討状況を注視しつつ、継続して対応を進めていく必要があります。

〈環境目標『快適環境の構築』〉

- 市民 1 人当たりの都市公園面積など公園の整備に関する業務指標は概ね達成されており、「公園、広場の豊かさ」の満足度点も平均より高くなっています。寺東公園やこぶし公園など整備段階からの市民ワークショップやアンケートの実施、市民や事業者との協働による公園管理を行う緑のパートナーシップ制度（公園管理協定の締結）など市民参加型の公園整備や維持管理が進められており、持続的な公園管理の体制が整いつつあります。
- 都市農地貸借法に基づく生産緑地の市民農園への活用について周知を行ったことで、市民農園の新規開設が進み、利用者数も増加しています。また、特定生産緑地制度の創設に伴い生産緑地の追加指定を行い、農地の保全へとつなげています。適切な管理が行われていない遊休農地は、雑草の繁茂や用排水への影響、不法投棄の誘発などの生活環境に悪影響を与える可能性があることから、農地パトロールによる利用状況の把握や利用意向調査などを実施し、遊休農地面積の割合の減少へとつながっています。学校給食における地場産品の活用については、業務指標は達成していますが「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」の満足度点が低くなっており、地産地消の取組の強化が求められています。
- 環境美化については、いずれの業務指標も達成できておらず、満足度点の低下がみられます。意識調査における住んでいる周辺の環境の課題では、「空き缶、吸いがらなどのポイ捨て」が最上位となっており、2 位の項目より 10%以上多くなっています。「上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例」及び「路上喫煙の防止に関する条例」、クリーンあげお運動などのポイ捨て対策を更に徹底していくとともに、行動経済学（ナッジ）の考え方を利用したごみ箱への誘導など、ごみのポイ捨てをさせない環境づくりを検討していく必要があります。
- 景観の保全・整備に関する業務指標は概ね達成されており、「まちなみの美しさ」の満足度点は向上しています。引き続き、県の景観条例や屋外広告物条例、無電柱化の推進、まちづくり協議会による地区計画の策定などの取組により周辺環境と調和のとれた良好な景観づくりを進めていくことが必要です。

2-3 資源循環分野

●計画指標

計画指標項目	基準値 平成 30 (2018) 年度	計画目標値 令和 12 (2030) 年度	中間評価 令和 5 (2023) 年度		評価 結果
			目標値	実績値	
1人1日あたりのごみ排出量 (家庭部門)	673 g	597 g	643 g	623 g	○
ごみのリサイクル率	19.7%	24.7%	21.3%	18.2%	×

●環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『循環型社会の形成』】

環境目標	循環型社会の形成	50%
施策	〈13〉ごみの発生抑制 (Reduce) の推進	50%
	〈14〉ごみの再利用・再資源化 (Reuse、Recycle) の推進	50%

●総合評価

- 施策の進捗度は50%、計画指標である「1人1日あたりのごみ排出量（家庭部門）」は目標値に近づいていますが、「ごみのリサイクル率」は基準値より悪化しています。満足度点においては全体と比較すると高く、特に「ごみの分別・収集の状況」が高くなっています。
- ごみの発生抑制については、「マイバッグ・マイボトル・マイ箸の利用」に取り組んでいる市民の割合が平成31（2019）年度と比較すると14.8ポイントと大幅に上昇しており、出前講座による普及啓発のほか、「容器包装リサイクル法」に基づくプラスチック製買物袋の有料化が影響していると考えられます。「生ごみの堆肥化」に取り組んでいる市民の割合は増えており、「くらしレシピ」の発信やフードドライブなど廃棄物の発生抑制のための取組を進めていますが、業務指標の「廃棄物の最終処分割合」は基準値より悪化しています。「ルールに従いごみを分別している」市民の割合は95%と高い数値ではありますが、さらなるごみの減量のためにルールに基づく分別の徹底も含めて取組を進めていくことが必要です。
- ごみの再利用・再資源化については、「リサイクル品の持ち込み数」は増加していますが、「地域リサイクル活動による資源回収割合」は減少しています。地域リサイクル活動の担い手である自治会・町内会等では高齢化による担い手不足やライフスタイルの変化に伴う加入率の低下などの課題も抱えており、持続的な活動のための対策を検討していく必要があります。
- 伊奈町とのごみ処理の広域化と「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、プラスチックの分別・資源化の検討が進められています。法に基づく新制度である再商品化計画の認定を受けた自治体数も増加しており、これらの事例を参考としつつ再商品化を見据えたプラスチックの分別・資源化を進めていくことで、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、循環型社会の実現へとつながっていくことが考えられます。

2-4 省エネルギー、再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野

●計画指標

計画指標項目	基準値 平成 25 (2013) 年度	計画目標値 令和 12 (2030) 年度	中間評価 令和 3 (2021) 年度		評価 結果
			目標値	実績値	
市内の CO ₂ 排出量	1,165 千 t-CO ₂	629 千 t-CO ₂	909 千 t-CO ₂	988 千 t-CO ₂	△
人口 1 人あたりの CO ₂ 排出量	5.1t-CO ₂	2.8t-CO ₂	4.0t-CO ₂	4.3t-CO ₂	△
再生可能エネルギー 導入容量	15,682 kW (平成 26 (2014)年度)	101,000 kW	41,793 kW (令和 5 (2023)年度)	38,846 kW (令和 5 (2023)年度)	△

●環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『脱炭素社会の構築』】

環境目標	脱炭素社会の構築	62%
施策	〈15〉省エネルギー・再生可能エネルギーの推進	73%
	〈16〉地球温暖化への適応策の推進	0%

●総合評価

- 施策の進捗度は〈15〉省エネルギー・再生可能エネルギーの推進は良好ですが、〈16〉適応策については全て達成できておりません。計画指標である「市内の CO₂ 排出量」や「再エネ導入量」は目標値に近づいていますが、満足度点においては「再生可能エネルギーの活用」と「暑さから身を守る場所や対策」が全体と比較すると低くなっています。
- 省エネルギーの取組については、市の補助制度（再エネ・省エネ対策推進奨励金）の件数が大幅に増加しています。意識調査においては、費用がかからず日常で取り組める行動の実施率が高くなっています。費用がかかる設備等については、照明や家電などは大幅に導入率が向上していますが、断熱や高効率給湯器などは全体の 1/4 程度の導入にとどまっています。購入頻度が限られる設備等の置き換えに向け、国や県などの取組と連動し、更なる普及啓発策が必要です。
- 再生可能エネルギーについては、太陽光発電システムの設置が広まりつつありますが、全体の 1 割に満たない状況です。設置にあたっては、建物等の状態の制約もあることから、新築・既築など住宅の状況に応じた情報発信や支援策が求められます。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車については導入率が向上しています。令和 17(2035)年までの乗用車におけるガソリン車の新車販売禁止の目標もあり、市場を通じた啓発が進むと思われます。行政における率先導入や充電設備等普及のための環境整備等変化に応じた対応を実施していく必要があります。
- 省エネルギー・再生可能エネルギーの取組については、令和 5 (2023) 年度に「第 3 次上尾市環境基本計画」内の「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に関連する部分を一部改定しており、改定計画に示された新たな施策を推進のうえ効果検証を実施していくことが必要です。
- 適応策については、「台風や水害など災害時の対策」の満足度は一定程度ありますが、過去の気象条件の想定以上の影響が見込まれることから、将来予測に基づく対策が必要です。また、「暑さから身を守る場所や対策」の満足度は低く、多くの市民が不安に感じていることが窺えます。大雨や猛暑など既に気候変動の影響は顕在化しており、将来想定される気候変動の影響を踏まえうえで、適応策の強化に取り組むことが求められています。

2-5 環境づくり分野

●計画指標

計画指標項目	基準値 平成 31 (2019) 年度	計画目標値 令和 12 (2030) 年度	中間評価 令和 6 (2024) 年度		評価 結果
			目標値	実績値	
「環境活動に参加したい」と思う人の割合※1	2.3%	5%	3.55%	4.1%	○

※ 1 意識調査の取り組みたい環境活動で「地域の活動に参加」を選択した割合。

●環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『環境活動の活発化』】

環境目標	環境活動の活発化	67%
施策	〈17〉 環境教育・環境学習の推進	50%
	〈18〉 協働による環境活動の推進	100%

●総合評価

- 施策の進捗度は概ね良好で、計画指標である『環境活動に参加したい』と思う人の割合』は中間評価の目標値を達成していますが、満足度点においては全体と比較すると低い傾向がみられます。
- 環境教育・環境学習の推進については、「サクラソウトラスト地」の自然観察会や農業体験教室など地域の資源を活用した活動機会が設けられており、一定程度の成果をあげていると考えられます。一方、意識調査において環境講座へ参加しない理由として、時間がない、身近に環境学習ができる場がないなどがあげられており、また、そのような講座があることを知らない人も多いことから、世代や多様なライフスタイルに配慮した時間や場所を気にせず受講できるプログラム、多くの人が目にでき、知ることができる情報発信の方法の検討が必要と考えられます。
- 協働による環境活動の推進については、「クリーン上尾運動」の認知度が約 5 割と他と比較しても高くなっており、参加人数も増加しています。「上尾丸山公園の自然再生」の活動や水利組合や環境保全会と協働での農地管理など、地域と協働での取組が進められています。意識調査における「環境問題」への関心度はすべての項目において 6 割以上となっていることから、関心はありつつも知らない・参加できない層が活動に参加できるような機会の提供や工夫等が必要と考えられます。

3. 改定計画の視点

本計画は、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民の意識、現行計画の総合的な評価などを踏まえ、以下に示す視点等を具体化した計画として策定しました。

●「ウェルビーイング[※]／高い生活の質」の実現の考え方を取り入れた計画

国の「第六次環境基本計画」では、環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題を同時に解決していくものとし、「環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」の考え方が盛り込まれています。これは、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方に基づくものです。

環境対策は、温室効果ガスの排出削減や緑地の保全、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、健康な暮らしの実現、地域の防災・減災など安全・安心な環境の整備、経済活性化など、地域の経済や社会等の高付加価値化へとつながるものです。

本市においても、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、環境施策の実施により社会・経済などの複数の異なる課題を解決することで地域の生活の質へとつながることを、庁内及び市民や事業者等各主体と共有し、保健・福祉・経済など環境面以外においても連携を強化したうえで計画の推進を図っていきます。

※ウェルビーイング：個々の心身及び社会の状況が良好で、満足度の高い状態であること。

●ネイチャーポジティブ[※]の実現

国の「生物多様性国家戦略」では、令和4(2022)年12月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に基づく令和12(2030)年のネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系の健全性の回復、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進するための戦略が示されました。自然資本は、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹となるもので、公園や緑地は生き物の生息・生育の場のみならず、気温の調整や大気の浄化、涵養による水害被害の軽減、景観からもたらされる心理的効果、資産価値の向上による経済的効果など、ウェルビーイングの実現に大きく影響します。

本市においても、生態系や緑地などの自然環境を自然資本として守り活かし、回復させるネイチャーポジティブの実現を目指す計画としていきます。

※ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。

●ゼロカーボンシティの実現

令和3(2021)年に表明した「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、令和32(2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、これまでの取組を更に加速させていく必要があります。

令和5(2023)年度に改定を行った「上尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づく取組を踏襲することに加え、国の「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」との整合を図りながら、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、建築物や移動手段の脱炭素化など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を引き続き進めていきます。

●循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、生産段階から再利用などを視野にいれて設計し、資源投入量・消費量を抑えつつ、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動です。国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」においてもカーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現とも両立する形で循環経済への移行を加速し、地域経済の活性化や産業に必要な資源の安定供給につなげるものとしています。

埼玉県では、「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」の開設など循環経済への移行に向けた県内企業への支援が始まっており、市においても、循環経済への移行を進める計画としていきます。

●気候変動に適応するレジリエント^{※1}なまちづくり

令和元（2019）年台風19号など市においても河川氾濫など気候変動に伴う気象災害の被害に見舞われています。また、近年の夏の猛暑により、熱中症の被害が増加しています。

顕在化している気候変動の影響に対応するため、自然災害や健康への影響などの市における気候変動リスクを把握したうえで、多様なリスクに対応していくことが必要です。自然資源を活かしたグリーンインフラ^{※2}や災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギー、クーリングシェルターや埼玉県の「まちのクールオアシス」「まちのクールナビスポット」といった地域と協力した熱中症対策など、気候変動に伴う災害に対応できるレジリエントなまちを目指す計画としていきます。

※1 レジリエントとは弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などで都市機能が壊れにくく、さらに都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（しなやかさ）を持った「まち」のことをいう。

※2 グリーンインフラとは自然環境が持っている多様な機能（生物多様性保全、気候変動影響の緩和、レクリエーションなど）をインフラとして積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。例えば、屋上緑化や敷地内の緑化を行うことで、ヒートアイランド対策や雨水の貯留効果による水害の予防、さらに地域に住む人の癒しや賑わいを生む等の効果が得られる。

